

平成21年度 防府市中小企業振興資金融資制度一覽表

(平成21年8月1日現在)

資金名	融 資 の 対 象	資金用途	融資限度額 (千円)	融資利率 (年%)	保証料率 (年%) 注3	融資期間 ()は据置期間	保証人	担 保	摘 要		
一般資金 (無担保、 無保証人 含む)	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き6ヶ月以上事業を営んでいるもの (個人にあっては市内に住所を有すること) 2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3 市税等を完納しているもの(注1) 4 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの	運 転	12,500	2.0 (責任共有制度 対象外は1.8)	0.34 } 1.45	5年以内 (6ヶ月)	原則として、個人事業主の場合は不要とし、法人の場合は代表者とする。ただし、市長が必要と認める場合は1人以上徴求する。	原則として 徴求しない			
		設 備 (運転・設備併用)				7年以内 (12ヶ月)					
	5 土地、建物の取得、申込人所有建物の新增改築等	特定設備	15,000			(一部市が助成)				10年以内 (24ヶ月)	原則として 徴求する
	上記の他に一定の要件「別に定める事項」(注2)を備えている場合には、 無担保無保証人資金(特別小口資金)が利用できる	運 転	7,500			5年以内 (6ヶ月)				不 要	不 要
		設 備				7年以内 (12ヶ月)					
季節資金	上記(1~4)の要件を備えていること ・夏季 6/15~8/15 ・年末 10/25~12/25	運 転	5,000	2.1 (責任共有制度 対象外は1.9)	0.34 } 1.45	6ヶ月	原則として、個人事業主の場合は不要とし、法人の場合は代表者とする。ただし、市長が必要と認める場合は1人以上徴求する。	原則として 徴求しない			
		設 備									
連鎖倒産 防止対策 資金	上記(1~4)の要件の他に次の要件を備えていること 5 県の指定倒産企業(昭和52年12月1日以降指定)に対し50万円未満の 売掛負債を有しかつ取引依存度が20%未満であるもの	運 転	7,500	1.9 (責任共有制度 対象外は1.7)	0.34 } 1.45	5年以内 (6ヶ月)	上記のとおり	原則として 徴求しない			
		設 備								(一部市が助成)	
大型店対策 資金	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいるもの (個人にあっては市内に住所を有すること) 2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3 市税等を完納しているもの(注1) 4 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの 5 大型店の進出により事業活動に影響を受けるため、その対策として店 舗の新增改築もしくは移転・改装または取扱い商品の変更もしくは業 種転換をしようとするものであること(3,000㎡を超える大規模小売店舗)	設 備	30,000	1.8 (責任共有制度 対象外は1.6)	0.34 } 1.45	10年以内 (24ヶ月)	上記のとおり	必要に応じて 徴求する	大型店が営業を開始する ことが建築着工などにより 客観的に確実となった時 から大型店開店後3年以 内とする		
		設備に伴う 運転資金 (運転資金だけの 融資はできない)				(融資総額の 1/2を超えて はならない)				(全額市が助成)	5年以内 (6ヶ月)
大型店入店 資金	上記(1~4)の要件の他に次の要件を備えていること 5 大型店に入店しようとするもの	設 備	30,000	2.0 (責任共有制度 対象外は1.8)	0.34 } 1.45	10年以内 (24ヶ月)	上記のとおり	必要に応じて 徴求する	大型店が営業を開始する ことが建築着工などにより 客観的に確実となった時 から		
		運 転				5年以内 (6ヶ月)					
従業員独立 開業資金	次の1、2の何れかの者で3以下の要件を備える者 1 市内に主たる事業所を有する中小企業者が営む同一業種の事業所に 引き続き5年以上勤務する25歳以上のものであって、従来従事してい た同一業種の事業を市内で営むもの 2 中心市街地(防府市中心市街地活性化基本計画に定める区域)にお いて新たに事業を開始しようとする者(開業して1年未満の者を含む) ただし、「開始しようとする」とは保証を決定しようとするときにおいて当 該事業に着手していることが明らかであることをいう。 3 市税等を完納しているもの(注1) 4 必要資金の1/3以上の自己資金を有するもの 5 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの	運 転	7,500 (開業に要す る資金の2/3 以内)	2.0 (責任共有制度 対象外は1.8)	0.34 } 1.45	5年以内 (6ヶ月)	上記のとおり	原則として 徴求しない			
		設 備				(一部市が助成)				7年以内 (12ヶ月)	

- (注 1) 市税等とは市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料等のことです。
- (注 2) 1 常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては5人)以下であること。
2 1企業に係る保証金額(一般保証額を含む)の合計額が750万円を超えないこと。
3 申込日以前1年間において、市民税の所得割(法人割額)が課税されており、かつ当該税金を完納していること。
4 中小企業信用保険法施行令で定める事業を行う者であること。
- (注 3) 保証料率は、信用保証協会のガイドラインに準拠して決定されます。
- そ の 他 1 許認可を必要とする業種は、許認可後
2 信用保証協会等との関係で現に事故(求償権行使中、延滞中等)がないもの。

お申込み先

防府商工会議所及び防府信用金庫、山口銀行、西京銀行の市内各支店

お問合せ先

防府市産業振興部商工振興課商工振興係

TEL 0835-25-2147

〒747-0034 防府市天神一丁目6-37

FAX 0835-25-4537

防府商工会議所

TEL 0835-22-4352

〒747-0037 防府市八王子二丁目8-9

FAX 0835-22-4763